

しゃきょう

令和4年11月1日発行 第459号

発行 八丈町社会福祉協議会
八丈町三根2番地
TEL 04996-2-2609
FAX 04996-2-4655
小配ごと相談 TEL 2-5000
メール info@8jo-syakyo.or.jp
P <https://8jo-syakyo.or.jp>



社協では令和2年度～6年度に掛けて、第3次みつわ計画に基づき事業を行っていきます。

緊急小口資金等の特例貸付受付終了について

立を図ることを目的とする社会福祉制度です。

「福祉資金」は、具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。また、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。申請には、面談による聞き取りの上、貸付対象に該当する場合は、給与明細書等の必要書類をご提出いただきます。この資金では、住民税非課税世帯による償還免除の要件はなく、必ずご返済いただく必要があります。

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自

今回は、生活福祉資金の中に3種類の資金を紹介します。

10月1日以降については、通常の生活福祉資金による貸付相談にて対応しております。この資金は、低所得世帯等が対象となり、収入基準を設けています。

新型コロナウイルス感染症に関する
「緊急小口資金・総合支援資金の特例
貸付」は、9月30日をもちまして終

受付
終了

福祉資金について

「緊急小口資金」は、10万円を限度額として小口資金を貸付をする制度です。

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付によってその後の生活及び返済の見通しが立つ場合であつて、一時的に生活困難となつた理由が、定められた「貸付対象理由」に該当する場合に対象となります。

総合支援資金について

「総合支援資金」は、離職・減収により日常生活全般に困難を抱えた「世帯」の生活の立て直しのために、継続的な自立相談支援と共に貸付を行う制度です。

総合支援資金について

「総合支援資金」は、離職・減収により日常生活全般に困難を抱えた「世帯」の生活の立て直しのために、継続的な自立相談支援と共に貸付を行う制度です。

再就職後に貸付金の返済という負担を伴う制度であり、「貸付」が適切か判断した上で支援します。そのため、利用にあたっては、世帯全体の生活状況を正しくお聞かせいただくことが必要になります。

自立相談支援について



緊急小口資金について

生活福祉資金について詳しくは左記までお問い合わせください。

担当
菊池

今年度も「福祉バザー」は新型コロナウイルス感染症感染予防のため中止致します。



今月のもくじ

2面:新事務所紹介他

3面:事業紹介他

4面:ボランティアコーナー

新第2事務所完成

9月16日に社協新第2事務所が完成しました。



すでに解体を終えました役場入口交差点角の
社協旧第2事務所が、都道整備事業の用地とな
り移転することとなつたため、町立三根小学校
プールの北側の町有地を借り新築しました。事
務所の場所は、下の地図の黒い部分です。

大きさは、今迄使用していた事務所とほぼ同じ大きさで、事務室と会議室、相談室など多目的に使用できる間取りとしました。
9月20日に社協理事会で使用を開始し、30日には社協評議員会で使用しました。当面の間は事務所としては使用せず、社協の会議やサロン等で使用する予定です。
なお、今迄は、保健福祉センターの事務所に常勤ヘルパーを含め11名、旧第2事務所に3名勤務していましたが、今後は、保健福祉センターの事務所で社協職員全員が勤務し、全ての業務を行っていきます。
また、第2事務所として業務開始することが決まりましたら、本紙面並びにホームページなどでお知らせ致します。



事務所の大きさは、今迄使用していた事務所とほぼ同じ大きさで、事務室と会議室、相談室など多目的に使用できる間取りとしました。

11月のサロンは、左記の日程で実施する予定です。新型コロナウイルス感染症の影響等により中止になる場合がありますので、ご了承ください。

・坂上地域	11月25日（金） 10時～11時30分
・坂下地域	11月28日（月） 10時～11時30分
中之郷公民館	社協第2事務所 (※上記地図参照)



坂上地域サロン じゃんけんサイコロを行っている様子

【お問い合わせ】 Tel 2-2609

担当 菊池

11月のサロン日程

ニコニコホームヘルプサービスでは要介護度が認定されていない方でも一定の条件を満たしていれば訪問型サービスを受けることが出来る事業を行つております。

前回の事業紹介の介護保険事業の訪問介護と似ていますが、対象者や統括しているところなどが違います。

事業を行つておられます。

似ていますが、対象者や統括しているところなどが違います。

介護予防・日常生活支援総合事業 ニコニコホームヘルプサービス

「どんなサービスが受けられるの？」

○介護予防を目的とした訪問介護

名称が長く分かりづらいですが、要介護状態の発生を出来る限り防ぎ、遅らせるなどを目的として、ご利用者の能力を最大限活かしつつ行う訪問型サービスです。

ご利用者の能力を最大限活かすことが前提となるため、ヘルパーはあくまでも一部の介護・援助を行つております。

〈内容〉

○身体介護 ①食事介助 ②入浴介助

③排泄介助 ④清拭

⑤共に行う家事

○生活援助 ①買い物 ②調理 ③洗濯 等

サービスの内容としては介護保険事業の訪問介護と内容はほとんど違いはありません。

※訪問介護員は行えること、行えないことが細かく決まっていますので詳しくは担当のケアマネージャーなどにご相談ください。

〈対象者〉

○要支援1・2の認定を受けた方
○基本チェックリストを記入し必要と判断された方

○誰が自宅に訪問してくれるの？
社協が契約している左記のいずれかの資格を有する訪問介護員が訪問します。

○介護福祉士

○訪問介護員2級養成研修修了者

○介護職員初任者研修修了者 等

○交通費

訪問介護員派遣の交通費は無料です。

買い物のサービスを希望される方は交通費の実費として100円を頂きます。

〈利用料金〉

総合事業の給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割～3割が自己負担となります。但し、給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

総合事業の料金形態は利用回数に応じて増減する定額制になっています。

○週1回程度の利用 1万1,760円

○週2回程度の利用 2万3,490円

○週2回以上の利用 3万7,270円

※右記の金額の1～3割が自己負担です。

登録ヘルパー募集

ニコニコホームヘルプサービスでは在宅でヘルパーとして仕事していただける方を募集しています。

【資格要件】

・ヘルパー2級又はそれ以上の資格を有する方

【賃金】

・時給1,200円+手当
(交通費別途支給)

登録ヘルパーを数名募集していますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】 Tel 2-2609 担当 菊池

訪問入浴看護師・スタッフ募集

社協では、入浴サービスに従事できる看護師とスタッフを募集しております。

【資格要件】

・看護師 看護師免許
・スタッフ 資格要件無し

【賃金】

・看護師 1件2,500円+手当
・スタッフ 1件1,500円+手当

勤務は登録制で週1回程度からでも働けますので、詳しくはお問い合わせください。
【お問い合わせ】 Tel 2-2609 担当 中島

11月 ボランティアコーナーだより

9月23日からの令和4年台風15号に伴う大雨により被害に遭われた皆様、心よりお見舞い申し上げます。

今回、このコーナーでは災害が起きた際のボランティア活動「災害ボランティア」についてご紹介いたします。

災害ボランティアとは、台風や地震などの自然災害が発生した時に自発的に行う支援活動です。

災害ボランティアの活動は・・・

- ・がれきの撤去
- ・泥だし
- ・物資の仕分け
- ・室内清掃
- ・情報を届ける
- ・心のケア
- ・イベントやサロンの活動
- ・資格を活かしたボランティア

と様々な災害活動があります。

また、災害により被災が大きいと、ボランティア活動を円滑に進めるために「災害ボランティアセンター」（以下、災害ボラセン）が設置されます。

近年、災害ボラセンは被災した地域の社協が中心となり開設することが多くなっています。ボランティアの登録を受け付け、被災者の要望（ニーズ）とボランティアの調整（マッチング）を行い、両者をつなぐことが主な役割です。

9月23日からの令和4年台風15号に伴う大雨により被害に遭われた皆様、心よりお見舞い申し上げます。

今回、このコーナーでは災害が起きた際のボランティア活動「災害ボランティア」についてご紹介いたします。

災害ボランティアとは、台風や地震などの自然災害が発生した時に自発的に行う支援活動です。

災害ボランティアの活動は・・・

- ・がれきの撤去
- ・泥だし
- ・物資の仕分け
- ・室内清掃
- ・情報を届ける
- ・心のケア
- ・イベントやサロンの活動
- ・資格を活かしたボランティア

災害ボランティアについて

ボランティア活動される方

被災地にボランティア活動に行かれる方は、行く前に必ず最新の情報をホームページなどで確認してください。（ボランティア受け入れが整っていなかつたり、事前登録が必要な場合があります）

ボランティアに行かれる場合は、活動中のケガや往復途上のケガなどが補償されますのでボランティア保険に加入を勧めています。また、事前にハ丈町社協で保険の手続きをしていただくことで被災地の負担の軽減にも繋がります。

【お問い合わせ】
TEL 2-5000

左記のように「被災地に行けなくてもできる活動」があります。

- ◎義援金・支援金の寄附
- ◎ふるさと納税による自治体支援
- ◎被災地の物品を貢り（被災地の特産物や、被災者の手作り品を購入）
- ◎物資の送付（物資を送る前に被災地が物資を必要としているか、どんな物資を必要としているか確認）

災害ボラセンが立ち上がった際には、地域の皆様ひとりひとりの力が本当に大きな力となります。「ご協力よろしくお願ひいたします。



貴重なご意見 ありがとうございます

先日、地域の方からハ丈島で災害があった場合に、社協としての役割や、被災した時の課題点など貴重なご意見をいただきました。

災害が起きた時、スマーズに「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、活動できるか？どのように活動すれば良いのだろう？コロナ禍での災害ボラセン設置はどういうに進めれば良いのか？課題が盛りだくさんなことに気がつかされました。

災害はいつ起こるか分からないので、スムーズに災害ボラセンを立ち上げれるよう早急に課題を整理したいと考えています。

ハ丈島は離島のため、被災地に支援に行くのが困難ですが、上記のような活動があるので、私なりにできる支援活動を行いたいと思います。

（菊池里美）